

基準ごとの分析を行う際 の手順等について

令和 7 年 6 月
大学改革支援・学位授与機構

大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、6領域に分類される22の基準から構成されています。

<u>基本的な考え方、自己評価書の作成等</u>	 3
<u>領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準(3基準)</u>	 1 3
<u>領域2 内部質保証に関する基準(4基準)</u>	 2 7
<u>領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準(2基準)</u>	 6 1
<u>領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(2基準)</u>	 7 3
<u>領域5 学生の受入に関する基準(3基準)</u>	 9 1
<u>領域6 教育課程と学習成果に関する基準(8基準)</u>	 9 8

基本的な考え方 自己評価書の作成等

◆自己評価書の作成は、「自己点検・評価」ではない

- ・自己点検・評価：内部質保証の一工程であり、自己評価書作成の前提
- ・自己評価書作成：認証評価の一工程(内部質保証は認証評価の対象であり、「重点的に認証評価する事項」とされている)

※この点については、2巡目までの曖昧さを整理

◆自己評価書は、認証評価の出発点として基準ごとに作成

1. 基準ごとの分析項目に関する状況の分析、すなわち、**根拠資料**による確認
2. 基準の内容に関し、分析項目のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色がある場合には、取組、成果を分析⇒**備考**
3. 基準の判断⇒**チェックボックス**□
4. **優れた成果**が確認できる取組、**改善を要すると判断する事項**を抽出

◆領域6については

- ・大学は、**教育課程ごとの分析**を踏まえて
教育研究上の**基本組織ごとに判断**(自己点検・評価)する
- ・機構は、大学の判断を根拠資料によって確認した上で機関別に判断する
例：「△△大学は、○○学部(の□□学科)を除いて基準6－7を満たしている。」

◆特に「大学等の目的」の記載に留意

- ・「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」
- ・大学及び教育研究上の基本組織のそれぞれについて、その目的を記載するすべての基準の判断で参照されるが、とりわけ、
 - 基準 1 - 1 に関する分析及び判断に影響
 - 基準 2 - 1 及び 2 - 2 に関する分析に影響
 - 基準 5 - 1、6 - 1、6 - 2 (ポリシー関連の基準)の分析及び判断に影響
 - 領域 6 の全基準にわたって影響
- ・教育研究上の基本組織以外については原則として記載不要
ただし、
 - 教育上の目的をもつ組織については、上記基準の分析に必要な限りで記載する
 - 現況の記載項目である教員数等については、共通基礎データ記載の大学全体の教員数等を記載
- ・記載する基本組織については、大学からの(前年9月)申請後に大学に対して確認する

◆「特徴」については沿革よりも最近の大学としての考え方が分かる内容を中心に記述

大学の現況、目的及び特徴【自己評価書の作成】

機構が最終的に作成する評価報告書を公表する際に原則として原文のまま併せて掲載します

(1) 現況

①大学名 ②所在地

③教育研究上の基本組織等

設置されている学部・研究科等の教育研究上の基本組織等を全て記述します

④学生数及び教員数

評価実施年度の5月1日現在における、学部・研究科等の学生数及び教員数を大学全体の合計として記述します

※現員数は、「認証評価共通基礎データ」記載の数値と一致させてください

(2) 大学等の目的

「Ⅰ 目的等の確認」を踏まえ、大学等の目的を記載します

各目的には、その出典（学則等や大学概要、ウェブサイトなど）を括弧書きで明示します

(3) 特徴

大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、大学の特徴が表れるよう2,000字以内で簡潔に記述してください

1. 分析項目について確認すべき根拠資料・データ及び記載する内容を示す
2. 分析項目に関する分析結果に基づき大学等の目的に照らして基準を満たしているかを判断する
 - a. 基準の求める状況にあることを分析項目に沿って、資料によって**確認できた場合には、基準を満たしていると判断**する
 - b. 分析項目の内容を資料によって**確認できない場合、対応状況を記述**しつつ、この**基準を満たさないと判断**する。ただし、対応の理由がある場合には【改善を要する事項（基準を満たさない場合）】欄の内容として記載。機構による評価においては、対応状況の記述を踏まえて基準について判断する
3. 分析項目の内容を確認できた上で、**関連する取組が優れた成果を上げている場合にはその取組と成果を【優れた成果が確認できる取組】欄に記述**する
4. 認証評価実施年度において**改善を要すると判断するもの、優れていると判断するもの**を記載する

基準ごとの自己評価

【優れた成果を確認するための基準】

1. 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの
 2. 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの
 3. 大学一般に期待される水準から見て、**優れている状況である**と判断されるもの
(『自己評価実施要項』 p. 4)
-
- 成果が上がっている取組、優れた状況を抽出する。機構による評価においては、取組だけを取り上げない方向
 - したがって、成果が上がっていることの根拠となる資料・データを示せない取組については記載は不要
 - どの程度の成果が優れたものであるか、大学一般に期待される水準としてどの程度の状況を考えるかは、自己評価書作成においては大学の判断による。機構による評価においては、評価部会で合議して判断する
 - **大学が自己評価において抽出した取組、状況以外を、評価部会が裁量して優れた点とすることはしない**

基準ごとの自己評価

【自己評価書の作成】

- ① 自己評価実施要項 第2章の「II 基準ごとの自己評価」で実施した分析で、特定した根拠資料・データの名称を自己評価書様式の【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に記載します
- ② 分析項目を十分に立証できない場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その事態に対応するための計画及びその進捗の分析等を400字以内で記載します
- ③ 上記①及び②で確認した内容を踏まえ、基準に係る判断を記載します
- ④ 基準ごとの分析の結果、

優れた成果が確認できた場合は
その取組を抽出し、改善を要する
内容が確認された場合には改善を
要する事項として抽出して、その
 内容を記載してください

〇〇大学 領域3

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	内規
【分析項目3-1-1】 大学等の目的に照らして財務運営が行われていること	・直近年度を含む過去5年度分の財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書	①	
	分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類	※実施要項参照	

【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
 (リストから選択してください)

③

【優れた成果が確認できる取組】※400字以内で記述すること。

④

【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】※400字以内で記述すること。

10

自己評価書様式例

〇〇大学 領域3

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 大学等の目的に照らして財務運営が行われていること	・直近年度を含む過去5年度分の財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類	※実施要項参照	

【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

(リストから選択してください)

【優れた成果が確認できる取組】※400字以内で記述すること。

	根拠資料		

【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】※400字以内で記述すること。

根拠となる資料・データ等の示し方

【自己評価書の作成】

- ◆資料番号、資料名（領域6においては学部・研究科名も明記）を定め、1つの根拠資料・データごとに電子ファイル（検索可能なPDF）を作成
- ◆分析項目の内容を整理する方法が、別紙様式、認証評価共通基礎データ様式として示されている場合には、その様式を利用し、電子ファイル（PDF）を作成
- ◆Webページに掲載されているものを根拠資料・データとする場合は、該当ページの電子ファイル（検索可能なPDF）を作成（基準3-2は除く）
- ◆以上で作成した根拠資料・データの電子ファイルを機構が用意するサーバにアップロード
- ◆自己評価書に記載の根拠資料・データ名に対してサーバ上の各ファイルに付与されたURLを貼付（自己評価書から1クリックでの根拠書類にアクセス可能）
- ◆自己評価書及び別紙様式は公開、根拠資料・データは非公開

※公表された著作物等を根拠資料とする場合には、著作権に配慮してください

領域 1

教育研究上の基本組織等に関する基準

- 基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
- 基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されて機能していること
- 基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

※ 本大学評価基準における大学等の目的とは、大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目 1－1－1

学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

- 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻等の構成（教育研究組織の編成、規模内容等）が、自己評価書「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載された大学等の目的と整合性がとれていることを確認する
- 前回評価以降に改組があった場合は、別途確認し、経緯についてそれぞれ 400 字以内で記載する
- 共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況を確認する

※共同教育課程等には、大学設置基準第43条に定められる共同教育課程だけでなく、大学設置基準第41条が定める学部等連携課程も含む

- 連携開設科目がある場合は、大学間で取り交わされた協定書、設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針（大学連携推進法人の場合は、連携推進方針）、運営のための協議会の設置を定める文書及び学則等の規定を確認する
- 文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書を確認する

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－1

大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること

- 大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の教員が配置されていることを確認する

※大学設置基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況进行分析する

※大学設置基準等の別表等には示されていない学部等については、設置を申請又は届出たときの人数を基準数として確認や分析を行う

☆認証評価共通基礎データ様式(令和 7 年 2 月改定) (改正前基準／改正後基準)

※令和4年の大学設置基準の改正により、教員制度に関して、旧基準の専任教員と新基準の基幹教員の2種類の制度がある。採用している制度に応じた認証評価共通基礎データ様式を用いる

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－2

教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

- ・別紙様式 1－2－2 の作成によって確認する

➤ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）

教育研究上の基本組織	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳～
経済学部	教授	41	33	8	6	0	13	22	0
	准教授	18	15	3	0	4	13	1	0
	講師	0	0	0	0	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
		0							
	計	59	48	11	6	4	26	23	0
	%		81.4%	18.6%	10.2%	6.8%	44.1%	39.0%	0.0%
経済学研究科	教授	38	36	2	0	1	16	21	0
	准教授	13	10	3	0	3	7	3	0
	講師	6	6	0	6				
	助教	0							
		0							
	計	57	52	5	6	4	23	24	0
	%		91.2%	8.8%	10.5%	7.0%	40.4%	42.1%	0.0%

※教育研究上の基本組織ごとに算出してください。

※算出にあたっては、認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1の「教員組織」のデータと整合性をとってください。

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－3

大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

- 大学の管理運営のための組織の状況について、特に、学長、副学長、学部・研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する

分析項目 1－2－4

大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること

- 大学運営に必要な業務のための組織（事務職員等組織）について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する

➤ 大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数）（別紙様式 1－2－4）

部署	主な役割	常勤	非常勤	計	備考
総務部	教職員の採用等	15人	3人	18人	
財務部	財務会計事務等	12人	2人	14人	
学務部	教育補助、支援	11人	1人	12人	

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－5

教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること

- 大学運営に必要な業務に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する

※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な大学運営の実現に資する状況にあることを想定している

※理事や副学長など全学的な管理運営の責任者は、ここでいう教員・事務職員には含めない

⇒ 重要な合議体に教員と事務職員が構成員として参加することを定める規定及び評価実施年度における参加者の役職名の(規定に沿った)表を根拠資料とする

➤ 教職協働の状況（別紙様式 1－2－5）

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
教育研究審議会	学部長 学部から選出される教授等	事務局長 教務部長	教育研究審議会規定
学生委員会	学生担当副学長 学生支援センター長 学部から選出される教員	学生課長 国際課長	学生委員会規定
.....			

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－6

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む）を確認する

※スタッフ・ディベロップメント（SD）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず理事等や教員も含む）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう

※情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、ハラスメント防止研修、研究倫理研修、研究不正活動防止研修、安全保障貿易管理に関する研修、障害を理由とする差別の解消に関する研修の実施状況については、必ず確認する

※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（たとえば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー）とを区別する

※教員に対する研修であって、授業の内容及び方法の改善を図るための研修（FD）については、分析項目 2－4－4 において確認する

分析項目 1－2－6（つづき）

➤ S Dの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1－2－6）

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
ハラスメント防止研修	ハラスメント等防止・対策委員会	ハラスメントに関する基礎知識を習得することにより、ハラスメント防止のための認識を深め、よりよい職場環境の構築を目指す。	☒ 役員 ☒ 教員 ☒ 事務職員	199人
アカデミックハラスメント防止研修	ハラスメント等防止・対策委員会	アカデミックハラスメントに関する知識を再確認と、自身の言動がハラスメントと捉えられる可能性があるのかについて学ぶことを目的とする。	☐ 役員 ☒ 教員 ☐ 事務職員	95人
D&I研修【大学におけるインクルージョンの意義】	ダイバーシティ・インクルージョン推進本部、	「だれも排除されない」キャンパスの在り方についての講演を行う。オンデマンドは別途実施（9月30日～11月29日）。	☒ 役員 ☒ 教員 ☒ 事務職員	103人
公的研究費不正使用防止研修	研究費不正使用防止推進部会	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正概要、最近の公的研究費不正事例の紹介、確認テストを受験する。	☒ 役員 ☒ 教員 ☒ 事務職員	230人
情報セキュリティ対策についての自己点検及びe-Learning	学術情報センター	教職員用Moodleにてチェックシートによる自己点検及び修了テストを実施する。	☒ 役員 ☒ 教員 ☒ 事務職員	167人

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－1

教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

- ・ 教育研究上の基本組織及び教員所属組織（学部・研究科又は研究院等）における教育の担当の状況について確認する
- ・ 学部と大学院それぞれの教育所属における責任体制（学部であれば学部長、学科であれば学科長あるいは学科主任等）についても確認する

➤ 教育研究上の基本組織と教員所属組織の対応表（別紙様式 1－3－1）

組織番号 [↵]	教育研究上の基本組織 [↵]	主に担当する教員所属組織 [↵]	根拠資料 [↵]
01 [↵]	教育学部 [↵]	学術院 [↵]	小平大学組織運営規則第X条～第X条 [↵] 小平大学教員組織編成等に関する規則第X条 [↵]
02 [↵]	理学部 [↵]	学術院 [↵]	小平大学組織運営規則第X条～第X条 [↵] 小平大学教員組織編成等に関する規則第X条 [↵]
03 [↵]	工学部 [↵]	学術院 [↵]	小平大学組織運営規則第X条～第X条 [↵] 小平大学教員組織編成等に関する規則第X条 [↵]
↵	↵	↵	↵

※ 組織番号の欄には、領域6の資料名作成の際と同じものを記入してください。↵

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－2

教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

- 教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する
- 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する

※教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第 93 条第 2 項に定めるものをいう

※教授会において代議員会制度等を活用している場合には、教授会が、代議員会等における審議事項 や権限移譲を審議・決定し、規則として明確に定められている必要がある

分析項目 1－3－2（つづき）

教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

➤ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 （別紙様式 1－3－2）

組織番号	教育研究上の基本組織	会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
01	教育学部	教育学部教授会	原則月 1 回	11 回
02	理学部	理学部教授会	原則月 1 回	10 回
03	工学部	工学部教授会	原則月 1 回	11 回

※ 組織番号の欄には、領域 6 の資料名作成の際と同じものを記入してください。

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－3

教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること

- ・ 教育研究活動について全学的見地から審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する
- ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する

※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、分析項目 1－2－3 に示す教育研究評議会（国立大学）、教育研究審議機関（公立大学）、全学教務委員会、教育改革推進機構などを指す

➤規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）

会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
教育研究評議会	原則月 1 回	14回

領域 2

内部質保証に関する基準

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します

基準 2－2【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

その体制のもとで手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な条件が整っているか否かを判断します

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）の評価では、これらの基準 2－1 及び基準 2－2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準に適合していないものとします

基準 2－3【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2 - 1 - 1

大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という）を整備していること

- ・ 該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する
- ・ 該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目 2 - 1 - 2 との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する

※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第 5 版』）

分析項目 2－1－1（つづき）

➤ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式 2－1－1）

確認すべき要素	大学における状況	根拠規定
（１）中核となる委員会等の名称	自己点検・評価委員会	小平大学自己点検・評価委員会規則
（２）統括責任者	学長	小平大学自己点検・評価委員会規則
（３）自己点検・評価の責任者	副学長（評価担当）	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
（４）改善・向上活動の責任者	副学長（教育担当） 副学寮（総務担当）	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
（５）委員会等の構成員	副学長、各研究科長が推薦する教員（各 1 名）、 各附置研究所長が推薦する教員（各 1 名）、各 センター長が推薦する教員（○名）、評価室長、 その他自己点検・評価委員会委員長が必要と認 めた本学の教職員（○名）	小平大学自己点検・評価委員会内規第 X 条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2

それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

- 教育研究上の基本組織と教育課程との関係を確認する

※「教育研究上の基本組織」とは、教育課程の編成、実施及び学習成果について責任をもつ教育研究 組織を指す

- 共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合は、当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を確認する

分析項目 2 - 1 - 2 (つづき)

【共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合】

- 別紙様式 2 - 1 - 2 において教育研究上の基本組織として記載
- 「当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書」として、評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）を確認
 - 最低限、領域 6 の内容が網羅されていること、その形式は問わない
 - 領域 6 の別紙様式を使用する場合、実施組織（大学）それぞれについて、判別できるよう記載すること
 - 報告書に領域 6 の内容以外が含まれていても構わない

【関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）】

共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること

※通知（26文科高第621号）で国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意

分析項目 2 - 1 - 2 (つづき)

➤ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式 2 - 1 - 2）

組織番号	教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程ごとの 質保証の責任者	備考
01	〇〇学部	〇〇学部長	△△学科	〇〇学部長	
		//	□□学科	〇〇学部長	
02	■■学部	■■学部長	▼▼学科	▼▼学科長	
		//	■■学科	■■学科長	
03	△△研究科	××研究科長	◎◎専攻	××研究科長	
		//	◇◇専攻	××研究科長	
		//	☆☆専攻	××研究科長	

- ※ 教養教育を実施する組織が、学部や研究科と同様、その質保証に責任をもっている場合は、この表に記載することができる
- ※ 複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合は、この表に記載することができる
- ※ 組織番号の欄には、領域 6 の資料名作成の際と同じものを記入してください

○学生募集を停止した教育研究上の基本組織 (廃止した教育研究上の基本組織を含む)

組織番号	教育研究上の基本組織	教育課程	備考
13	〇〇学部		
14	☆☆研究科	☆☆専攻	

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2 - 1 - 3

施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

- 施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む）の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する
- 学生支援の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する
- 学生受入に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する
- 機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する
- 該当する体制（組織）に係る規定等において、当該の質保証に関する活動内容が定められていることを確認する
- 該当する体制（組織）の構成員を確認する

分析項目 2 - 1 - 3 (つづき)

➤ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2 - 1 - 3）

施設設備（情報関連施設設備及び図書館を含む）

組織	責任者	活動の内容	構成員
キャンパス整備委員会	副学長（施設・安全担当）	・キャンパス内環境整備 ・施設の新増築や大規模改修に係る設計、工事の実施	施設・安全担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、施設部長、施設課長
図書館運営委員会	副学長（学術基盤担当）	・図書館の運営管理 ・蔵書の購入等に関する予算 ・将来構想	施設・安全担当副学長、図書館長、研究科・学部より教員各1名、付属研究所・センターより教員3名、学務部長、学務課長
情報基盤センター運営委員会	副学長（情報化担当）	・ネットワークの運営管理 ・学内情報設備の高度化 ・情報環境整備の企画立案	情報担当副学長、情報基盤センター長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、施設部長、施設課長

学生支援

組織	責任者	活動の内容	構成員
厚生補導委員会	副学長（教育担当）	・保健管理センター業務	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、総務部長、総務課長
		・就職支援センター業務	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長
留学生委員会	副学長（国際担当）	・留学生支援	国際担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、留学生課長

学生受入

組織	責任者	活動の内容	構成員
入学者選抜方法等検証委員会	副学長（教育担当）	・入学者選抜方法等の策定、検証	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長、留学生課長

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2－2 については、基本的に手順が規定されているかどうかを確認することが重要であるので、基本的に根拠となる規定を様式に従って示すことが必要。

分析項目 2－2－1

教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域 6 の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること

分析項目 2－2－2

施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

分析項目 2－2－3

機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

分析項目 2－2－4

機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること

- （１）共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順
- （２）承認された計画を実施する手順
- （３）決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－1

教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域 6 の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること

- 教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行う手順が規定で具体的に定められていることを確認する
- 教職課程として認定を受けた教育課程について、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する
- 連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する

➤ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2－2－1）

教育課程	評価の内容を規定する規定類	内部質保証の統括責任者による決定日
理学部物理学科	2-2-1-01_理学部内部質保証実施要項	令和 5 年4月1日
医学部医学科	2-2-1-02_医学教育評価実施要項	令和 5 年4月1日
工学部機械学科	2-2-1-03_JABEE	令和 5 年4月1日

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－2

施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

- ・施設設備、学生支援、学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する

※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要

➤ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2－2－2）

評価の対象	実施時期	評価方法を規定する規定類
施設設備	毎年度	2-2-2-01_小平大学キャンパス整備委員会規程 第 X 条
図書	毎年度	2-2-2-02_小平大学学術基盤自己点検評価実施要項
情報設備	毎年度	2-2-2-02_小平大学学術基盤自己点検評価実施要項
学生支援	2 年に 1 回	2-2-2-03_小平大学厚生補導委員会規程 第 X 条
留学生支援	毎年度	2-2-2-04_小平大学留学生委員会規程 第 X 条
学生受入	毎年度	2-2-2-05_小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第 X 条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－3

機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

- 教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する
- 関係者からの意見聴取をする仕組みが実施され有効に活用されていることを確認する

※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要

※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む

※機関別内部質保証体制において学生の主体的な参画を得ている場合には、該当する資料を確認する

分析項目 2－2－3（つづき）

➤ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2－2－3）

評価の対象	実施主体	聴取対象者	実施時期	実施内容	評価方法を規定する規定類
教育課程	各学部・研究科	学生	毎学期	授業評価アンケート	2-2-3-01_各学部、研究科の教務委員会規程
〃	学生アドミッション室	卒業（修了）生	毎年卒業（修了）時	達成度アンケート	2-2-3-02_達成度アンケート実施要領
〃	学生アドミッション室	卒業生（修了生）の主な雇用者	毎年卒業（修了）時	達成度アンケート	2-2-3-03_達成度アンケート実施要領
施設設備	キャンパス整備委員会	学生	3年に1回	学生生活実態調査	2-2-3-04_小平大学キャンパス整備委員会 第X条
学生支援	学生支援センター	学生	2年に1回	学生生活実態調査	2-2-3-05_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜等検証委員会	学生	毎年度	入学試験結果検証	2-2-3-06_小平大学入学者選抜等検証委員会規程 第X条
〃	入学者選抜等検証委員会	高等学校進路指導担当者	毎年度	入試に関する懇談会	2-2-3-07_小平大学入学者選抜等検証委員会規程 第X条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－4

機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること

- (1) 共有、確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案する手順
- (2) 承認された計画を実施する手順
- (3) 決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順

分析項目 2－2－4（つづき）

- ・ 確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する

※自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組に加え、自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果、設置計画履行状況等調査において付される意見等、外部者による意見及び監事、会計監査人からの意見、教育研究上の基本組織の重要な見直しの検証等がある場合には、これらの対応措置も含む

- ・ 自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する
- ・ 点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を行い、対応措置等を策定する際に利用していることを確認する
- ・ （１）の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規程上定められていることを確認する
- ・ 機関別内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する

分析項目 2－2－4（つづき）

機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること

➤ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2－2－4）

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	検討、立案、提案の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	2-2-4-01_各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	2-2-4-02_小平大学キャンパス整備委員会規程 第X条
学生支援	厚生補導委員会	2-2-4-03_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	2-2-4-04_小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

➤ 承認された計画の実施の責任主体一覧（別紙様式 2－2－4）

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	実施の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	2-2-4-05_各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	2-2-4-06_小平大学キャンパス整備委員会規程 第X条
学生支援	厚生補導委員会	2-2-4-07_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	2-2-4-08_小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－1

自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

また、内部質保証体制に基づく自己点検・評価や対応措置の実施などの手順について検証していること

- ・定められた手順に従って機関別内部質保証を実行し、機関別内部質保証が有効に機能していることを、確認する
- ・機関別内部質保証体制において決定された対応措置の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する

※前回の機関別認証評価終了時点以降に実施された法令改正等に対応した改善の取組を含む

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意する

※前回の大学機関別認証評価における改善を要する点に対応したことを記述する

※第三者評価の結果を踏まえた対応、教育研究上の基本組織の重要な見直しのほか、大学評価基準に示すすべての基準に関連する、自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組を含む

※自己点検・評価結果報告書が公表されていることは基準 3－2 で確認

分析項目 2－3－1（つづき）

➤ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の 実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠資料等				
					☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（１）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	シラバス（学士課程・大学院課程）の記載内容に精粗がある	令和○年度自己点検・評価報告書	・ガイドラインの作成 ・シラバス登録システムの改修	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
**年*月	初年次教育科目の目的が十分に達成されていない。（満足度、コミュニケーション能力、図書館利用頻度が十分に高いとはいえない）	令和○年度自己点検・評価報告書	・授業技法に関するワークショップの開催 ・他大学における優良事例の共有 ・目指すべき初年次教育の在り方を整理するため、「初年次教育における能動的学習の導入に関する基本的な考え方」の策定	全学学士教育プログラム委員会	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－4
**年*月	一部の博士前期課程・博士後期課程の入学定員充足率が大幅に下回る	令和○年度自己点検・評価報告書	・入学定員を変更 ・他の研究科における入学定員充足のための取組や定員見直しについて検討	入学試験運営委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 () 検討は継続	領域 5 基準 5－3
**年*月	定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。 (○○研究科○○専攻(D))	設置計画履行状況等調査において付された指摘事項（改善）	全学的な人事計画も含め、検討	将来構想委員会 ○○研究科	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 1 基準 1－2
**年*月	カリキュラムマップの策定、明示が確認出来ない。	歯学教育認証評価検討ワーキンググループ（学内組織）	・カリキュラムマップを策定	歯学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6－3

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（２）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の 実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、入学者の学力水準に留意しつつ、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる	国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価	・ 受験者居住地の県庁所在地等への面接会場の設置 ・ 出願の受付を8月～1月の期間毎月行う、試験日程に新たにC日程を加える	大学院専門職学位課程（法務研究科）	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域5 基準5－1
**年*月	「確率と統計」で、学生から講義内で問題を解く時間が欲しい	令和○年度授業評価アンケート	・ 演習の時間を組み込む	工学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6－4
**年*月	地域医療に対する学生の関心度が低い	地域医療教育に関するアンケート	6年次の臨床実習において、離島の地域病院実習を選択可能とし、派遣をする。	医学部医学科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6－4
**年*月	履修登録や成績登録・表示等を行う教務情報システムは、22時から翌朝9時まで停止しているが、24時間稼働してほしい。	学科別・年次別懇談会	教務情報システムの更新		☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域4 基準4－1

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（３）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の 実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	学生の不適切な実習態度等について	実習施設との意見交換	実習前に仮想現実を用いて、対象者の認知能力を疑似的に体験させる。	医学部看護学科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	看護学部卒業生を教育研究に当てることができるように育てていくことの必要性から、看護学研究科に博士課程を創設すべき	教育研究審議会（外部委員）	博士課程の開設（令和○年度）	看護学研究科委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☒ その他 （開設準備中）	領域 2 基準 2 - 4
**年*月	成績評価に対する異議申立制度がない	令和○年度大学機関別認証評価	学士課程、助産学専攻科及び大学院課程において制度を導入		☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 6
**年*月	ICTを活用できる学習環境の改善をしてほしい	学生生活実態調査	・学習用パソコンの増設 ・共有スペースにおける無線 LAN の利用域の拡大	情報センター	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	イングリッシュトラックの導入の推進について	経営協議会及び教育研究評議会においても外部委員	生命システム科学専攻だけでなく、情報マネジメント専攻にも拡大		☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（４）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	「〇〇発の企業が多い地域の特徴を十分に活かしたビジネススクールにすべき」 「女性が活躍できる企業が成長する時代になってきており、魅力ある教育プログラムの開発に努めるべき」	経営管理研究科の運営推進のための有識者会議	教育プログラムの開発 入試広報活動 地域の学外組織・団体と連携して、地域課題やニーズに対処する。	将来構想委員会	☒ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	理学部における授業資料の改善	授業評価調査	・プレゼンテーションソフトウェアを利用した授業の促進 目標値 全授業の %	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 () ※目標値に対して・・・%達成	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	コース管理システムが使いにくい	全学FD研究会の際に聴取	・学外からのアクセスを可能 ・簡易マニュアルをウェブサイトに掲載	教育企画室	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	経済学部において、より専門性の高い教育を実施することが望まれる。	全国企業の採用担当者に実施したアンケート	・メジャー制を導入（「経済分析」「国際ビジネスと社会発展」「経営イノベーション」「法と公共政策」の4メジャー）	経済学部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域 6 基準 6 - 4

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（５）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	大学教育においてグローバル人材育成のための英語（外国語）コミュニケーション能力の強化策を求める意見	「大学教育の質改善に向けた企業からの意見収集調査」	TOEIC 600点を4年次時進級要件とする。	全学教務委員会	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6-4
**年*月	グローバル化・国際化に係る取組を強化することの必要性	外部有識者を含めて構成される経営協議会委員	「グローバル人材育成推進事業」及び「博士課程教育リーディングプログラム」等の教育プログラムを充実、開設した	〇〇研究科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6-4
**年*月	一部の建物において、バリアフリー化が不十分である	令和〇年度大学機関別認証評価	出入口のスロープ、自動ドア、身体障害者用トイレ及びエレベーターを整備	施設環境部	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域4 基準4-1
**年*月	自分の通算GPAの学年順位について簡単に参照できるように検討してほしい	学生による授業評価	学年ごとのGPAの分布を開示することとした。	学生サービス課	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	領域6 基準6-6

内部質保証が機能していることのエビデンスの例（6）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	研究室の視察で、機器の配置や器具の整理に適切でない状況が一部見られた。研究室の整備、整理整頓により、より安全性を高めるよう、改善が望まれる。	JABEE 認定申請審査において基準 2.5(1)に対して付された意見	研究室の安全性を高めるため、定期的な視察を行う。	応用化学・生命工学系	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 3 - 2
**年*月	基礎医学教育に臨床現場と連携した教育手法をより多く取り入れるべきである。	JACME 評価報告書	カリキュラムを見直し、臨床医師の教育への関与の度合いを高める。	医学部医学科	☐ 検討中 ☒ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6 - 4
**年*月	教育課程方針について、「『卒業認定・学位授与の方針』、『教育課程編成・実施の方針』及び『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドライン」等に示されている内容が十分に明文化されていない。	国立大学法人評価 教育に関する現況分析結果 書面調査シート	教育課程方針を見直し、ガイドラインに沿った方針を新たに定める。 (根拠資料2-3-1-02教育課程方針-工学部および工学研究科)	工学部、工学研究科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6 - 2
**年*月	提出された資料からは、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていることが認められない。	国立大学法人評価 教育に関する現況分析結果 書面調査シート	教育課程方針を見直し、ガイドラインに沿った方針を新たに定める。 (根拠資料2-3-1-06小平大学成績評価基準に関する規程)	全学部、全研究科	☐ 検討中 ☐ 対応中 ☒ 対応済 ☐ その他 ()	基準 6 - 6

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－1

教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

- 教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する
- その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する
- 採用時に教育研究上の指導能力について、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する

※基幹教員の採用等に係る規定も併せて確認する

※大学院の資格審査は表に記載しなくても良い

※共同大学院の資格審査は、特記事項に記載

分析項目 2 - 4 - 1 (つづき)

➤ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2 - 4 - 1）

令和7年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 うち模擬授業 7人	5人	面接・模擬授業 5人
〇〇研究科	3人	面接・模擬授業 3人	3人	面接・模擬授業 3人

令和6年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
□□学部	2人	面接・模擬授業 2人	4人	面接・模擬授業 4人

令和5年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
▲▲学部	なし		1人	面接・模擬授業 1人
▲▲研究科	なし		2人	面接・模擬授業 2人

令和4年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
なし				

令和3年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 うち模擬授業 7人	なし	
〇〇研究科	3人	面接・模擬授業 3人	なし	

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－2

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

- 教員の教育及び研究活動に関する評価について、教員評価の目的と継続的（定期的）な実施を、規則等で規定していることを確認する

※基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者等）に係る教員評価の実施についても規則等で規定していることを確認する

- その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する

※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む

- 規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する

分析項目 2－4－2（つづき）

➤ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2－4－2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果	備考
令和7年度	623人	S3人、A19人 B600人、C1人	
令和6年度	623人		
令和5年度	623人	改善を要する教員の数 5人	令和3年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

※直近3年程度の実施状況を記載する。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－3

評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

- 分析項目 2－4－2 において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する
- 高い評価結果に関して、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する
- 低い評価結果に関して、指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する
- 上記のほか、継続的な研究成果の創出のために必要な措置や処遇等（研究専念期間の設定、産休・育休等ライフイベントに対応した研究環境維持のための措置など）に関する規定がある場合は、その規定を確認する

➤ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2－4－3）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果に基づく取組	備考
令和7年度	623人	研究費の加算(S:30%、A:15%)	
令和6年度	623人	部局長面談(5人)	
令和5年度	623人	部局長面談(1人)	令和3年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

※直近3年程度の取組を記載する。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－4

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（F D）を組織的に実施していること

- ・ F Dの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む）を確認する

※教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないものについては、分析項目 1－2－6 において確認する

➤ F Dの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－4－4）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
〇〇学部FD研修会	〇〇学部	教員集会、参加者アンケート調査	65人
F Dセミナー	FD委員会	ゲスト・スピーカーの講演、アクティブ・ラーニング実践例紹介	45人
授業見学	FD委員会	授業を見学し、レポートを提出	20人

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－5

教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること

- 教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する ⇒実際の配置、事務分掌、業務内容等を記載する
- 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置状況を確認する
- 指導補助者（当該授業科目を担当する教員以外の教員、T A等（大学設置基準第8条第3項））を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況を確認する

分析項目 2－4－5（つづき）

➤ 教育支援者、指導補助者一覧（別紙様式 2－4－5）

教育支援者

職種	所属	常勤	非常勤	計
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生部教務課	2	1	45
	学生部学生課	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
教育活動の支援や補助等を行う職員	〇〇センター	3	2	35
	××部フィールドセンター	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
図書館の業務に従事する職員	本館	11	2	17
	分館	3	1	

指導補助者（教育補助者）

職種	教育研究上の基本組織等	総科目数	配置科目数	延べ人数	備考
TA	A 学部	422	250	1,200	
助手	B 学部	380	100	900	
●●	教養教育	414	280	1,900	

※職種欄には、大学で規定する指導補助者の職種（例えば、TA、助手等）を記載する。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－4－6

教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- ・ 研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する
- ・ 組織的に研修を実施していない場合は、実施状況等を組織として把握できることを確認する
- ・ 大学設置基準において義務化されている指導補助者（教員を除く）に対する研修の実施状況を確認する

➤ 教育支援者、指導補助者に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－4－6）

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加延べ人数
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生生活支援教職員研修	学生生活の諸問題を共通認識し、支援に向けて円滑な運営に資する。	学務部	3	25人
教育活動の支援や補助等を行う職員	技術職員研修会	日々の業務の情報共有と課題の解決により、教育支援の質の向上に資する。	研究開発推進部	3	15人
	技術発表会	技術職員の業績や活躍を広く学内外に紹介する機会であるとともに、日頃の教育支援業務の中で得た成果等の発表により、教育支援の質の向上に資する。	小平大学技術発表会実行委員会	1	43人
図書館の業務に従事する職員	〇〇地区新採用図書館職員研修	所属大学等では習得の機会が少ない大学図書館の概要と実務の基礎的知識を習得させることにより、図書館業務の基本的な対応を修得する。	小平大学	1	3人
	大学図書館短期職員研修	大学図書館等の活動を活性化するため、図書館業務の基礎知識・最新知識を修得する。	国立情報学研究所	1	5人
指導補助者	TAガイダンス	TAの職務内容や事務手続き、ハラスメント防止・諸注意等。	各部局	7	250人

領域 3

財務運営及び情報の公表に 関する基準

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

財務運営が大学等の目的に照らして安定しているか否かを判断します

基準 3－2 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

大学等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します

領域 3 財務運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目 3－1－1

大学等の目的に照らして財務運営が行われていること

- ・ 財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する
- ※法人化されていない大学において、設置者の責任において大学の財務状況を示す資料が作成されている場合はその状況を確認する
- ・ 過去 5 年間の経常費用のうち、大学の教育研究活動に係る経費の状況を確認する
 - ・ 経常損失がある場合は、その理由を確認する
 - ・ 特別損失が過大である場合は、その理由を確認する
- ⇒ **財務諸表等については、承認後に提出を原則とする**が、たとえば、評価対象の国立大学を設置する国立大学法人の場合、自己評価書提出締切日までに承認が間に合わない場合については、資料名のみ記載して提出し、承認された際には、速やかに機構に連絡し、財務諸表等の根拠資料・データ(.pdf)、領域 3 の自己評価書の該当部分(.pdf、.xlsx)を提出する

領域 3 財務運営及び情報の公表に関する基準

基準 3 - 2 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 3 - 2 - 1

法令等の定めに従って、教育研究活動等に関する事項を公表していること

- 大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する
- 基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和 4 年 9 月 30 日付 4 文科高第 963 号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等が行われていることも確認する

分析項目 3 - 2 - 1 (つづき)

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

公表を求める事項 [←]	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等）） [←]
《学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項》 [←]	
教育情報 [←]	
☐ 大学の目的 [←]	☐ 大学の目的（URL： ） [←]
☐ 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 [←]	☐ 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 [←] （URL： ） [←]
☐ 教育研究上の基本組織 [←]	☐ 教育研究上の基本組織 [←] （URL： ） [←]
☐ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 [←]	☐ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 [←] （URL： ） [←]
☐ 入学者の選抜に関すること [←]	
☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の	

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の 公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

公表を求める事項	公表状況 (刊行物、ウェブサイト (URL 等))
数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに 外国人留学生の数 ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☐ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 ☐ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	☐ 入学者の選抜に関すること (URL :) ☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数 (URL :) ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 (URL :) ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 (URL :) ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 (URL :) ☐ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 (URL :) ☐ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 (URL :)
※基幹教員制度を導入している場合 ☐ 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳) ☐ 各基幹教員が有する学位 ☐ 教育研究等の業績 ☐ 教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況 ☐ 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況	☐ 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳) (URL :) ☐ 各基幹教員が有する学位 (URL :) ☐ 教育研究等の業績 (URL :)

分析項目 3 - 2 - 1 (つづき)

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

公表を求める事項 [△]	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等）） [△]
[△]	☐ 教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況 [△] （URL： ） [△] ☐ 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況 [△] （URL： ） [△]
《学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 2 項》 [△]	[△]
専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報 [△]	（URL： ） [△]
《学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項》 [△]	[△]
☐ 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合 [△] ☐ 学位授与の状況 [△] ☐ 学位論文に係る評価に当たっての基準 [△]	☐ 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合 [△] （URL： ） [△] ☐ 学位授与の状況 [△] （URL： ） [△] ☐ 学位論文に係る評価に当たっての基準 [△] （URL： ） [△]
《学位規則第 8 条》 [△]	[△]
博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 [△]	（URL： ） [△]
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条》 [△] 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》 [△]	[△]
財務諸表等 [△]	（URL： ） [△]
《学校教育法第 109 条第 1 項》 [△]	[△]
自己点検・評価の結果 [△]	（URL： ） [△]

分析項目 3 - 2 - 1 (つづき)

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

公表を求める事項 [㊦]	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等）） [㊦]
《法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条》 [㊦]	
法科大学院の教育課程等の公表 [㊦] ☐ 法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 [㊦] ☐ 法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 [㊦] ☐ 法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 [㊦] ☐ 法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 [㊦]	☐ 法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 [㊦] （URL： ） [㊦]
《専門職大学院設置基準第 20 条の 7》 [㊦]	
法科大学院における情報の公表 [㊦] ☐ 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること [㊦] ☐ 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合 [㊦] ☐ 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 [㊦] ☐ 授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること [㊦] ☐ 法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 10 条第 1 号又は第 2 号に該当していた者それ	☐ 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合 [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 [㊦] （URL： ） [㊦] ☐ 授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること [㊦]

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

公表を求める事項 [㊦]	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) [㊦]
それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合[㊦]	(URL:)[㊦] ☐法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合[㊦] (URL:)[㊦]
《H15 文科省告示第53号第3条第2項》 [㊦]	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が2割に満たない場合には入学者選抜の実施状況 [㊦]	(URL:) [㊦]
《教育職員免許法施行規則第22条の6》 [㊦]	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況[㊦] ☐教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事[㊦] ☐教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事[㊦] ☐教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事[㊦] ☐卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事[㊦] ☐卒業生の教員への就職の状況に関する事[㊦] ☐教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事[㊦]	☐教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事[㊦] (URL:)[㊦] ☐教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事[㊦] (URL:)[㊦] ☐教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事[㊦] (URL:)[㊦] ☐卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事[㊦] (URL:)[㊦] ☐卒業生の教員への就職の状況に関する事[㊦] (URL:)[㊦]

分析項目 3 - 2 - 1 (つづき)

➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3 - 2 - 1）

公表を求める事項	公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
	☐ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事 (URL:)
《教育職員免許法施行規則第 22 条の 8》	
認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果	(URL:)

分析項目 3 - 2 - 2

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

- 教育研究活動の実施に際して遵守することが必要となる事項（ガイドラインや法令等）への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する
- 予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する

分析項目 3 - 2 - 2 (つづき)

➤法令遵守事項一覧（別紙様式 3 - 2 - 2）

遵守すべき義務	規定等整備状況	責任部署	備考
情報公開	情報公開規程	総務部	
個人情報保護	個人情報保護規程	総務部	
公益通報者保護	公益通報者保護規程	総務部	
ハラスメント防止	ハラスメント防止規程	総務部	
安全保障輸出管理	安全保障輸出管理規程	研究協力部	
生命倫理	生命倫理規程	研究協力部	
動物実験	動物実験規程	研究協力部	

※大学の状況に応じて、その他の遵守すべき義務を、欄を追加して記載する。

➤危機管理体制等一覧（別紙様式 3 - 2 - 2）

	規定等整備状況※	責任部署	備考
防火・防災	危機管理規程 防火・防災マニュアル	危機管理委員会	
情報セキュリティ	危機管理規程 情報システム運用リスク管理規程 情報セキュリティマニュアル	危機管理委員会 情報運用管理委員会	
研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止	危機管理規程 研究活動に係る不正行為防止マニュアル	危機管理委員会 研究協力部	
学生危機対応	危機管理規程 学生危機対応マニュアル	危機管理委員会	
危険物等（薬品、毒劇物、高圧ガス、放射性物質等）	危機管理規程 研究活動に係る不正行為防止マニュアル	危機管理委員会 研究協力部	

※「規定等整備状況」で示された資料については、提出の必要はありませんが、調査期間中提出を求める場合があります。

領域 4

施設及び設備並びに学生支援に関する基準

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

研究室、教室等の施設や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学習、研究のために資料、文献及びインターネット資源を効果的に利用できる学術情報環境を提供しているか否かを確認し判断します

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－1

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する
- ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する
- ・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する
- ・継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する
- ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する
- ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する
- ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する

分析項目 4 - 1 - 1 (つづき)

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1（改正後基準）

※基幹教員制度を導入していない場合

- 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1（改正前基準）

- 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧
(別紙様式 4 - 1 - 1)

学部・研究科名	キャンパス	実施の状況（実施体制、利用時間等）
〇〇学部	〇〇キャンパス	体育館（平日：9 時から21時、土日祝日：9 時から19時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	演習室（平日：9 時から20時、土日祝日：9 時から18時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実験室（平日：9 時から21時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実習室（平日：9 時から20時）

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4 - 1 - 2

法令が定める附属施設、実習施設等が設置されていること

- 特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する
- 上記の附属施設が、継続的に研究成果を創出するための施設等としても活用されていることを確認する
- 特定の学部、学科、または大学院に置かれる組織については、大学設置基準第39条の2または第40条の10、並びに専門職大学院設置基準第31条に基づき必要とされる薬学実習施設や連携協力を行う小学校等が確保されていることを確認する

➤ 附属施設等一覧（別紙様式 4 - 1 - 2）

学部又は学科名	附属施設/確保している施設
教育学部	小平大学教育学部附属小学校
医学部	小平大学医学部附属病院

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4 - 1 - 3

施設・設備における安全性について、配慮していること

- 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する
- 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する
- 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する
- 外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する
- 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する
- その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する

※複数のキャンパスに分かれている場合には、**全てのキャンパス（サテライトキャンパス等を含む）**について記述する必要がある

分析項目 4 - 1 - 3 (つづき)

➤ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況（別紙様式 4 - 1 - 3）

事項	キャンパス	整備状況（※主要なキャンパスごとの耐震化率を記載）	備考(整備不十分の場合の対応状況等)
耐震化	〇〇キャンパス △△キャンパス	〇〇キャンパス：耐震化率 100% △△キャンパス：耐震化率 90.6%	令和 5 年までに耐震化率100%となるよう工事計画を立てている。(計画がある場合)
老朽化への対応	〇〇キャンパス △△キャンパス	〇〇キャンパス：要改修率 15.2% △△キャンパス：要改修率 20.3%	-
バリアフリー化	〇〇キャンパス △△キャンパス	各棟に必要なバリアフリー設備を設置し、バリアフリーマップを公開して周知している。	公開アドレス http://・・・・・・

➤ 安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式 4 - 1 - 3）

事項	キャンパス	配慮の状況
外灯の設置	〇〇キャンパス △△キャンパス	構内及び周辺道路に必要な外灯を設置している。
防犯カメラの設置	〇〇キャンパス △△キャンパス	大学防犯カメラ設置・運用規則を定め、必要な防犯カメラを設置している。
危険箇所の周知	〇〇キャンパス △△キャンパス	大学ホームページにて公開し周知している。公開アドレス http://・・・・・・

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4 - 1 - 4

教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること

⇒学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料とする

- 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要な情報環境の整備状況や活用状況を確認する
- 整備状況については、情報環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する
- 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の情報化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する

※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料として活用する

分析項目 4－1－4（つづき）

分析に必要な項目は、以下の項目となります。調査票もしくは当該項目を抜粋したものを根拠資料としてください

《コンピュータ及びネットワーク編》

1.組織・運営体制

1-2 コンピュータやネットワークの管理・運用の実務を行う主たる組織

1-3 業務の外部委託の状況

2.学内LAN（学内ネットワーク）の整備状況

2-1 学内LAN、2-2 対外接続、2-3 無線LAN

3.ネットワーク装置等整備状況

3-1 ネットワーク装置等の整備状況、3-2 パソコンの整備状況

4.教育への活用

4-2 ネットワークを介した遠隔教育、4-3 講義のデジタルアーカイブ化

5.セキュリティ

5-1 セキュリティ対策の実施状況（経費を除く）

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4－1－5

大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

- 図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する

⇒ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を資料とする

《大学図書館編》

- | | |
|------------|----------------------|
| 1.図書館・室の職員 | 1-1 職務内容別、1-2 資格別 |
| 2.施設・設備 | 2-1 面積・閲覧座席数 |
| 3.蔵書数 | |
| 4.図書・雑誌受入数 | 4-1 図書受入数、4-2 雑誌受入数 |
| 5.サービス状況 | 5-1 開館状況、5-2 時間外開館状況 |

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4 - 1 - 6

自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する

※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する

※大学院生が在籍する研究室等の居室スペースも自主的学習環境に含まれる

➤ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4 - 1 - 6）

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
自習室	〇〇キャンパス 総合研究棟	100席		平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時
情報機器室	〇〇キャンパス 教養教育棟	25席	パソコン25台	平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
グループ討議室	◇◇キャンパス 図書館	30席		平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
・・・				

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 1

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

- ・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する
- ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する
- ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する
- ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する
- ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する

※留学生、障害のある学生等に対しての支援の内容は、分析項目 4 - 2 - 3、4 で確認を行いますが、実績については、この分析項目で確認してください

分析項目 4 - 2 - 1 (つづき)

➤ 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4 - 2 - 1）

機能	組織の名称	根拠規定	配置された 人員	支援の内容	相談の実績
生活支援等に関する総合的相談	学生支援センター	学生支援センター規程	11人	相談対応	200件
身体的健康に関する支援・相談	保健センター	保健センター規程	5人	健康相談	50件
精神的健康に関する支援・相談	相談室	相談室規定	5人	健康相談	80件
就職・進路に関する支援・相談	キャリア支援室	キャリア支援室規定	10人	就職相談	250件
各種ハラスメントに係る防止	ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止委員会規定		防止体制整備	
各種ハラスメントに係る相談	ハラスメント相談室	ハラスメント相談室規定	3人	ハラスメント相談	10件

※各種の相談・助言体制が機能していることが確認できる相談の実績を記載する。この際、相談の実績数に重複があっても構わない。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 2

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

- ・ 課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する

※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要

※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない

➤ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4 - 2 - 2）

課外活動団体数	20 団体
---------	-------

支援の分類	内容	備考
課外活動施設設備の整備	運動場	
	サッカー場 2面	
	部室及びサークル室 50室	
運営資金	1団体10万円	
備品貸与	ボール、ネット、シャトル	

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 3

留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する
⇒ 資料としては、関連するセンターの年次報告等を提示
- 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する
- 卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する

➤ 留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 3）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
チューター制度	日本語の学習支援や生活全般の支援	各学部・研究科	
会話パートナー	日本語での会話の相手をする支援	国際教育センター	
外国人留学生ガイドブックの配布	日本語力が十分ではない留学生に対して、必要な情報を提供	国際教育センター	
ビジネス日本語講座の開設	アルバイトや就職先でぶつかる言語面、慣習面での問題をケーススタディとして学び、解決策を議論する場を提供	国際教育センター	

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 4

障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する
- 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する

※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準 4 - 1 において確認する

分析項目 4 - 2 - 4 (つづき)

➤ 障害のある学生に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 4）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
サポートルームの設置	障害・慢性疾患・授業等で配慮が必要なケガなどの様々な支援ニーズのある学生への支援を実施	学生支援センター	
障害学生支援の手引書【身体障害学生版】の作成	障害のある学生の支援を行う際に必要となる知識やルールを掲載	学生支援センター	

※障害のある学生(受験生等を含む)に対する合理的配慮に関する相談窓口等を含む
 ※実績がない場合には、必要があれば対応できる体制が整備されていることを示すこと

➤ その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 4）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
サポートルームの設置	LGBT学生への相談を含め支援を実施	学生支援センター	
	特に障がいや、疾患がなく、大学生活についての不適應等により通学が困難となった学生に対して、生活支援（生活リズムを崩さないための支援や引きこもり対策）として、相談窓口にて定期的に面談を行っている。		

※実績がない場合には、必要があれば対応できる体制が整備されていることを示すこと

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 5

学生に対する経済面での援助を行っていること

- ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する
- ・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する

➤ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4 - 2 - 5）

奨学金制度窓口の周知方法	・ガイダンス ・ウェブサイト（学生ポータル） ・掲示板
--------------	---

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
大学独自の奨学金制度	学生支援課	学則第 X 条	10人	40人	教育研究経費
入学料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	30人	教育研究経費
授業料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	50人	教育研究経費
寄宿舍の整備	財務課	学則第 X 条	11人	80室	教育研究経費

領域 5

学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

大学等の目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めているか否かを判断します

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5 – 1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5 – 1 – 1

学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

- 学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する
 - 「求める学生像」については、入学前に学習しておくことが期待される内容
 - 「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか
 - 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）

※公表は基準 3 – 2 で確認する

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5 - 2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5 - 2 - 1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

- 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する
- 面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する
- 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する

➤ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5 - 2 - 1）

学部・研究科	入試の種類	選抜方法	募集要項の記載ページ
〇〇学部	一般入試	学力検査	http://
〇〇研究科	一般入試	学力検査、面接	http://

※連携法科大学院については、連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法を記載する。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5－2－2

学生受入方針に沿った入学者選抜、及び学生の受入状況を検証するための取組を行っていること

- 入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等の状況を確認する

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 5－3－1

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

- 学生募集を行う組織単位ごとの過去 5 年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する
- 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する

※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める

※学生募集を行う組織単位ごとの過去 5 年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、大幅に超える、又は大幅に下回るので、基準を満たさないと判断する

分析項目 5－3－1（つづき）

➤ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 2

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	入学定員に対する平均比率	備 考
○ ○ 学 部	○ 学 科	志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
		収容定員							
		収容定員充足率							
	○ 学 科	志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
		収容定員							
		収容定員充足率							

領域 6

教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているかについて判断します。また、特別な支援が必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況を確認し判断します

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 分析項目 2 - 1 - 2 において確認された教育研究上の基本組織等ごとに確認し、『領域 6 総括表』に判断を記載します

(別紙様式 6 - 4 - 4) 教育課程上主要と認める授業科目

(別紙様式 6 - 5 - 1) 履修指導の実施状況

(別紙様式 6 - 5 - 2) 学習相談の実施状況

(別紙様式 6 - 5 - 3) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組

(別紙様式 6 - 5 - 4) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況

(別紙様式 6 - 8 - 1) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去 5 年分）

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去 5 年分）

(別紙様式 6 - 8 - 2) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去 5 年分）

※別紙様式については、教育研究上の基本組織等ごとに作成するのではなく、一つの別紙様式ファイルの中に教育研究上の基本組織等ごとの状況を記載する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

《自己評価書作成にあたっての留意事項》

➤ 領域 6 総括表

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6 - 1	基準 6 - 2	基準 6 - 3	基準 6 - 4	基準 6 - 5	基準 6 - 6	基準 6 - 7	基準 6 - 8	備考
0 1	A 学部	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	※一部 〇〇学科については、 技術者教育認定機構 (JABEE) の認定を受 けている。
0 2	B 学部	満たして いる	満たして いない	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
2 1	C 研究科	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	一部の専 攻を除き 満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	
2 2	法科大学院	※全部 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の専門職大学院認証評価において適合と判定されている								
2 3	教養教育センター	該当なし	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	満たして いる	該当なし	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～

※第三者評価の結果を活用した場合の記載例

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 「現況、目的及び特徴」における記載、分析項目 2－1－2 における教育課程との対応づけと整合的に整理する
- 領域 6 の分析に当たり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができる（あくまで自己評価に代えることのできるものであって、第三者による評価結果により認証基準を満たしていると判断するものではない点に、注意を要する）

ただし、

検証、助言を受けた後に重要な変更があった場合には、その変更に係る基準について確認し、分析する（別紙様式 2－1－3）

※なお、当該第三者としての該当性に関しては、次ページ参照

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

信頼できる評価機関による評価の結果や資料の活用

領域 6 の基準ごとの分析を行う際に信頼できる第三者機関による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができる

◆信頼できる第三者評価機関の要件

- (1) 学校教育法第110条第 2 項に基づいて認証された評価機関
- (2) 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に参加している評価機関
- (3) 設立後一定期間を経過し、その分野において代表的な評価機関、または法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行う機関、その他相応の根拠により大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という）において要件を満たすと判断した機関

◆評価等の根拠となる判断基準、判断方法の相当性

領域 6 の各基準の内容に相当する分析が行われた上で評価がなされていること

◆手順

年度ごとに大学の意向を聴取して、上記2点に関する機構の調査にもとづき認証評価委員会が判断し、大学に通知。評価にあたっては、基準2-1、2-3と連携

ただし、第三者評価機関による評価後に教育研究上の基本組織に大幅な改組があった場合については活用できない

活用が認められた場合は基準 6 - 8 のみが分析の対象となる

なお、弾力的措置適用と第三者による評価結果活用の両方が認められた場合には、弾力的措置適用を優先する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6－1－1

学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

- 学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する
 - 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ
 - 学生の学習の目標となっていること
 - 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること

※公表は基準 3－2 で確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6－2－1

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、
①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③
学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- 教育課程方針において、分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する
- 大学院課程の教育課程方針において、研究指導に関する方針や学位論文等の評価の方針も含まれていることを確認する

※公表は基準 3－2 で確認する

分析項目 6－2－2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する

※公表は基準 3－2 で確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－1

教育課程の編成が、体系性を有していること

- 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する
- カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデルがある場合は、教育課程の体系性と対応していることを確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－2

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

- 授与する学位に対応した能力の獲得に結び付くように、各授業科目の到達目標が設定されていることを確認する
- 一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する
- 授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する

※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする

- 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合
- 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－3

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－4

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

- 研究指導の基本方針や考え方を確認する
- 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されていることを確認する
- 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、TA・RAとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する

※学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合は同様に確認する

※研究指導体制と論文指導体制が異なる場合は、それぞれの体制も確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－5

専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

- ・ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成され、教育課程連携協議会が運用されていることを確認する

※専門職大学院又は専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、分析不要

分析項目 6－3－6

連携科目がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること

- ・ 連携開設科目がある場合は、法令に即して教育課程が編成され、その開設状況を確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－7

連携法曹基礎課程を設置している学士課程がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること

- 連携法曹基礎課程を設置している学士課程がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていることを確認する

※連携法曹基礎課程を有しない教育研究上の基本組織等は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－1

1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

- ・ 1 年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35 週確保されていることを確認する

分析項目 6－4－2

各科目の授業が十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週又は15 週、その他の大学が定める適切な期間を単位として行っていること

- ・ 各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6 - 4 - 3

適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

- ・ シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する
- ・ 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する
- ・ すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する
- ・ 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する
- ・ 大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する

⇒以上について、資料としては、規程類及びシラバスを示すこと

理由・説明があれば特記事項として記載する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－4

教育課程上主要と認める授業科目は、原則として基幹教員（大学院課程の場合は専任教員）が担当していること

- ・ 教育課程上主要と認める授業科目の定義を確認する
- ・ 教育課程上主要と認める授業科目への基幹教員の配置（該当する授業科目数、そのうち教授、准教授、講師、助教が担当する科目数）を確認する

※基幹教員制度を導入していない場合は、「基幹教員」を「専任の教授、准教授、講師、助教」と読み替える

※実際に授業を担当しない場合でも、基幹教員が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析する

※指導補助者に授業の一部を分担させている場合には、授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、十分な教育成果を上げていることを分析する

分析項目 6－4－4（つづき）

➤ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4）

教育研究上の基本組織 又は 教育課程	教育上主要と認める授業科目の定義	授業科目数	基幹教員が 担当する科目数	備考
□□学科	専門教育科目及び選択必修科目	200 科目	170 科目	
△△学科	選択必修科目	150 科目	130 科目	
○○学科	専門教育科目及び選択必修科目	180 科目	160 科目	

※複数の課程に分かれている場合は、行を追加し作成

※教育課程方針の策定単位との整合性に留意

※非常勤講師を含めて記載、ただし、その場合には備考欄にその理由を記載「うち○名は非常勤講師で、基幹教員が責任者として総括している」等

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－5

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること

- ・ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設け、上限の履修登録単位数を定めていることを確認する

※専門職大学院以外は、分析は不要

分析項目 6－4－6

大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること

- ・ 大学院において、教育方法の特例の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する

※該当する取組を行っていない場合は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－7

夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること

- ・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する

※夜間において授業を実施していない場合は、分析は不要

分析項目 6－4－8

通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること

- ・講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について確認する
- ・印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合は、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について確認する

※通信教育を行う課程を置いていない場合は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－9

専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること

- ・ 専門職学科において、授業を行う学生数が法令に則して原則として40人以下することとしていることを確認する

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－1

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

- ・ ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する
- ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する
- ・ 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する

⇒特記事項に記載されることを想定

➤ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	ガイダンス	〇〇学部	年度当初 学部（1回）、学科別（1回）
〇〇〇〇	担任制	〇〇学部	1年次、2年次においては、出身地別 3年次、4年次においては、専門別
〇〇〇〇	ポートフォリオ	教育支援センター	・・・センター報告書
〇〇〇〇	能力別クラス分け	教育支援センター	英語について、TOEIC点数によって3段階に分けて実施
〇〇〇〇	リメディアル教育	教育支援センター	入学時に一斉テストを課し、一定点数以下の者に対し実施

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－2

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

- ・ オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する
- ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する

➤ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	オフィスアワー	〇〇学部	令和3年度においては・・・
〇〇〇〇	学習相談	〇〇学部	
〇〇〇〇			

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－3

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

- キャリア教育、アントレプレナーシップ教育、インターンシップ等の実施状況を確認する。

※単位認定を行うインターンシップ等については、分析項目 6－4－3 で分析する

- その他教育課程の目的に応じた取組を確認する

➤ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式 6－5－3)

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	キャリア関連科目の開設	就職支援センター	キャリア科目Ⅰ（受講者20人）、キャリア科目Ⅱ（受講者50人）の開講
〇〇〇〇	インターンシップ	就職支援センター	国内 7 施設 30人、国外 2 施設 1人
〇〇〇〇	ボランティア活動	教育支援センター	近隣地方自治体の社会福祉協議会と連携し、実施（学童保育支援 200人）

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 – 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6 – 5 – 4

障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援及び留学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

- 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する
- 障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する
- 履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する

※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準 4 – 1 において確認する

➤履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6 – 5 – 4）

障害のある学生

教育研究上の基本組織	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	〇〇学部	ノートテーカーの配置
〇〇〇〇	国際本部	留学生相談室の開室
〇〇〇〇	〇〇学部	IT機器を利用した遠隔指導

※その他履修上特別な支援を要する学生は、社会人学生、ADHDやLGBT等を想定、他の分析項目で分析済みの場合は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－1

学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準を組織として策定していること

- 成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する

※評語と評価素点との対応表ではなく、評語と到達目標との関係表であることを確認する

※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される

※学習成果の評価の方針は分析項目 6－2－1 で確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－2

成績評価基準を学生に周知していること

- 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する

⇒資料としては、

➤ ウェブサイトのURL

➤ (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号を示すこと

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－3

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検（審議）を組織的に実施していることを確認する
- 不正行為防止に関して学生に周知していることを確認する
- G P A 制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する
- 個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する
- 共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する

※成績評価についてのガイドラインの策定や成績評価の妥当性の事後チェック（成績分布の偏り等の点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する

※45 時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認する

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－4

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について 確認する
- 異議申立てに対し、教員により構成される組織が対応を行っていることを確認する
- 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する
- 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する

※「異議」には、成績に関する質問・疑義を含む

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－1

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という）を組織的に策定していること

- 大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する
- 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する

分析項目 6－7－2

大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という）を組織として策定していること

- 審査に係る手続き、及び修士・博士の学位の種類に応じた評価の基準が組織として策定されていることを確認する

※大学院課程以外の場合は、分析は不要

※専門職学位課程の場合、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－3

策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

- 卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する

⇒資料としては、

➤ ウェブサイトのURL

➤ (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号を示すこと

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－4

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

《 学士課程 》

- 卒業要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する

《 大学院課程 》

- 修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する
- 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりを実施されていることを確認する

⇒資料としては、教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録を資料として示す

※特に、大学院課程については、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る審議が行われていることが確認できることが必要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目 6－7－5

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

- 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、卒業要件のなかに、一般・基礎科目、職業専門科目、実験、実習又は実技による授業科目及び臨地実務実習等の修得要件が組織的に定められていることを確認する

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、分析は不要

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する
- 職業人養成を目的としている学部・研究科（保健系学部、教育学部、法科大学院等）の場合、大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）
- 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと

分析項目 6－8－1（つづき）

➤ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率					「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
〇〇〇〇	81.0	76.9	76.8	73.7	75.6	92.2	93.9	95.7	91.2	94.6
●●●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●

➤ 計算式

$$\text{標準修業年限内卒業（修了）率} = \frac{\text{標準修業年限で卒業（修了）した者の数}}{\text{標準修業年限（例：4年制学部であれば4年）前の入学者数}}$$

（例） 4年制学部についての令和5年度における標準修業年限内卒業率

令和2年度入学者数200人

令和2年度入学者のうち、令和5年度卒業生175人

$$\text{標準修業年限内卒業率} = \frac{175}{200} = 87.5\%$$

$$\text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業（修了）率（注1）} = \frac{\text{Aのうち、（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年間に学位を取得した者の数（注2）}}{\text{（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年前の入学者数（A）}}$$

（注1）「標準修業年限×1.5」の算出において、端数がある場合は、1年として切り上げる。

（注2）博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

（例） 4年制学部についての令和5（2023）年度における「標準修業年限×1.5」年内卒業率

平成30（2018）年度入学者数100人

平成30（2018）年度入学者のうち、卒業生（令和3（2021）年度80人、令和4（2022）年度7人、令和5（2023）年度3人）

$$\text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業率} = \frac{80 + 7 + 3}{100} = 90\%$$

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－2

就職及び進学が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- ・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する
- ・ 就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと

➤ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去 5 年分）
（別紙様式 6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む）

教育研究上の基本組織		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	主な進学先/就職先
〇〇〇〇	卒業者 (A)	205	197	196	198	194	
	進学者 (B)	12	16	16	6	15	〇〇大学大学院〇〇研究科 □□大学大学院□□研究科
	進学率 (B/A)	5.9%	8.1%	8.2%	3.0%	7.7%	
	就職希望者 (C)	173	166	175	177	173	学校教育（・・・、・・・） 金融業（・・・、・・・） 公務員（国家公務員、地方公務員） 製造業（・・・）
	就職者 (D)	142	140	145	158	147	
	卒業者に対する就職率 (D/A)	69.3%	71.1%	74.0%	79.8%	75.8%	
	就職希望者に対する就職率 (D/C)	82.1%	84.3%	82.9%	89.3%	85.0%	

認証評価は
大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

ご不明な点は
ご遠慮なくお問い合わせください！

評価事業部評価支援課
大学評価係

TEL : 042 - 307 - 7938
MAIL : daigaku@niad.ac.jp